

双葉通信【第 260 回】(廃炉への道No.32) “電気は東京へ 放射能は福島に”

2025 年 11 月 22 日 上田 勉

**(問う 柏崎刈羽原発再稼働)「県民の信」とは、変容 議決狙う国、県議に働きかけ**

「東京電力柏崎刈羽原発（新潟県）の再稼働容認を花角英世知事が表明した。花角氏は地元同意に必要として、自ら打ち出した「信を問う」プロセスの整合性を問われ続けた。福島第一原発事故を起こし、その後も不祥事を繰り返した東電も、原発を動かす資格はあるのか、さらに問われることになる。

**■福島への責任・東電適格性は**

東電が柏崎刈羽原発を動かす前提としてきたのが、福島第一原発事故で未曾有の被害を与えた福島への責任だ。

10 月 16 日の新潟県議会で、東電の小早川智明社長は電力の安定供給を「大きな使命」としたうえで、こう話した。「福島への責任を果たすために、賠償、廃炉、復興に対して、東京電力の『最大の使命』として取り組んでおります」

事故から 14 年が過ぎた今も、福島第一原発の廃炉作業は計画通りに進んでいない。1 ~ 3 号機には溶け落ちた核燃料（燃料デブリ）が推計 880 トン残る。昨年から試験的な取り出しが始まり、ようやく計 0.9 グラムを採取したばかり。作業の開始は計画から 3 年遅れた。

東電が 7 月に発表した 3 号機の取り出し工程は準備だけで 12~15 年かかるというものだった。目標である 2051 年までの廃炉完了は困難な状況だ。

事故で拡散した大量の放射性物質は広い地域を汚染した。中間貯蔵施設（福島県大熊町、双葉町）では、約 1,420 万立方メートルの除染で出た土が保管されている。政府は 2045 年までに県外で最終処分すると約束。8 月にまとめた工程表では、候補地の選定が始まるのが 2030 年ごろだ。

これほどの事故を起こした東電に対し、原子力規制委員会も特別な対応で臨んできた。柏崎刈羽 6、7 号機の再稼働に向けた審査で、東電に再び原発を動かす「適格性」があるのかを問うた。

東電は「福島第一の廃炉に主体的に取り組む」「安全性をおろそかにして経済性を優先しない」など「七つの約束」を、法的拘束力のある保安規定に盛り込んだ。規制委は適格性を認め、2020 年に認可した。

ところが翌 2021 年、柏崎刈羽原発で社員が他人の ID カードで中央制御室に不正入室する問題が発覚。東電のテロ対策の甘さを重く見た規制委は事実上の運転禁止命令を出した。2023 年に禁止を解くにあたり再び適格性を問うた。にもかかわらず、20 日にはテロ対策の秘密文書の管理不備が明らかになった。

規制委の山中伸介委員長は 19 日の会見で東電に注文をつけた。「七つの約束については、東京電力の社員一人一人が心に留めて作業を進めていただきたい」（小川裕介）」（「朝日新聞記事」2025 年 11 月 22 日 5 時 00 分）



東京電力の柏崎刈羽原子力発電所 = 6月17日、新潟県柏崎市、刈羽村、本社機から

